解散公告（第三回）

当法人は、香川県知事の認可により、平成二十九年三月三十一日に解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月四日

香川県綾歌郡宇多津町一八九九番地

医療法人清恵会

清算人　松村　由佳

第六十九期決算公告

（平成二十九年三月三十一日現在）

単位・千円

貸借対照表	
資産の部	
流動資産	三、一二七、五〇六
固定資産	七一五、一八八
合計	三、八四二、六九四
負債及び純資産の部	
流動負債	一、九五八、八七六
固定負債	八〇四、二七七
株主資本	一、〇七九、五四〇
資本金	五〇、〇〇〇
利益剰余金	一、〇二九、五四〇
利益準備金	一二、五〇〇
その他利益剰余金	一、〇一七、〇四〇
（うち当期純利益）	（五三、〇九九）
合計	三、八四二、六九四

平成二十九年六月九日

東京都港区西麻布三丁目二番一〇号

永興電機工業株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市山口三丁目四一番地一、最後の住所岩手県宮古市西町二丁目三番八号迎春荘二〇二号室　被相続人　亡　佐藤　裕之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

岩手県宮古市栄町三番三五号キャトル宮古五階法テラス宮古法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今西　淳浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市桃生町牛田字五反畑一二一番地一、最後の住所宮城県石巻市桃生町牛田字五反畑一二一番地

被相続人　亡　西條　武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

宮城県石巻市鋳銭場四番一六号コーポいわき二階うみかぜ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高橋　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県大沼郡会津美里町橋丸字橋爪九四番地、最後の住所福島県大沼郡会津美里町橋丸字橋爪九四番地　被相続人　亡　中村　晃子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

福島県会津若松市大町一丁目九番二七号

佐藤ビル二階　れいわ総合法律事務所

相続財産管理人　川瀬　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市小泉町七五四番地、最後の住所茨城県石岡市半ノ木一一四六一番地（慈翠館）　被相続人　亡　荻谷　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

茨城県土浦市文京町七番八号祐川直己法律事務所

相続財産管理人　弁護士　祐川　直己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県羽生市東三丁目三八番地三、最後の住所埼玉県羽生市大字下新郷五五一番地池沢神経科病院内　被相続人　亡　内田　政弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

埼玉県熊谷市筑波一丁目五六番地一ワンチスクエアビル一階　竹中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹中　宏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市一の宮町坂梨八九一番地、最後の住所東京都板橋区高島平二丁目二九番三―八三一号　被相続人　亡　市原　朔雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

事務所東京都中央区銀座三丁目九番一八―五〇一号東銀座ビル土方法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　久野　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区町屋四丁目二七番、最後の住所東京都荒川区町屋四丁目二七番一〇号　被相続人　亡　川崎　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

事務所東京都千代田区九段北一―四―七喜助九段北ビル二〇二号室青柳法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青柳　周（登録姓　青柳）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県海老名市国分寺台三丁目五三四五番地、最後の住所神奈川県海老名市国分寺台三丁目三番二一号　被相続人　亡　吉川　恒之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

事務所横浜市港北区新横浜三―六―一二日総第一二ビル二階

相続財産管理人　弁護士　天野　康代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都狛江市岩戸南二丁目一二番、最後の住所川崎市麻生区下麻生二丁目三番一二号ニチイホーム柿生　被相続人　亡　野呂　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

川崎市川崎区駅前本町一一番一号パシフィックマークス川崎ビル六階

相続財産管理人　弁護士　齋藤　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市東区榎一五六番地、最後の住所新潟市西区上新栄町三丁目一二番五号　被相続人　亡　渡邊　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

新潟市中央区山二ツ五丁目二番二五号

相続財産管理人　司法書士法人トラスト

代表社員　関　武

第45期決算公告　平成29年7月4日

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

株式会社帝国ホテルハイヤー

代表取締役社長　藤井　武志

貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	212,123
	固定資産	48,141
	合計	260,264
負債及び純資産の部	流動負債	44,165
	（賞与引当金）	(8,436)
	固定負債	44,205
	（退職給付引当金）	(29,563)
	株主資本	171,893
	資本金	10,000
	利益剰余金	161,893
	その他利益剰余金	161,893
	（うち当期純利益）	(19,617)
	合計	260,264